

嘆願書

日本交通労働總聯盟

東京交通労働組合

東京市電氣局長

寛正太郎殿

一、嘆願條項提出理由

東京市電氣局は今回速力の増加を計り其財政的打詰りを打開せんとして標準運轉と標準給與制を施行した

我等従業員は速力の増加に依る市民の便益と市電財政の打開に對して反對するものに非ざるも標準給與制の施行に對しては斷平として反對せざるを得ないのである、眞の速力の増加を計らんとするならば、先づ車輛の改善、道路の整備、軌道の改修等を爲し而して標準運轉制を確立すべきものである、然るに何等其の點に改善を行はずして、只我々従業員に對してのみ急速なる標準時間を定め更に標準給與時間制を制定施行したることは、全く我々従業員の人格を蹂躪し不可能を強ゆるものと言はざるを得ないのである、故に努力は加重し一滴の水を呑む暇もなく、甚だしきは小便を爲すことさへ不可能なる實情にあり、我々従業員はこゝ數日を出でずして全く疲弊困敗に陥り、由々數一大事を惹起するであろうことを豫想するものである。而してこの疲弊と困敗を堪へ忍ぶ能はざる場合は、標準運轉時間の混亂となり、幸いては一大收入の遞減を招來し、我々の生活は根底から覆されなければならぬ。尙非乗務關係に於ては請負單價の値下、昇給率低下並に昇給延期、歩増給の遞減等時々刻々とは行はれつゝあり

茲に於て我々一般従業員の日常生活は故なくも極度の脅威と不安に迫られつゝあり、これ即ち當局の經緯その宜しきを待たると共に政府或は本市等の不合理なる制府に依り、交通産業上に於ける百年の大計を遂行し得ざる結果にして、我々従業員の負擔すべき何等の理由を發見し得ないのである

るものである。

七、軌道修理費の本市よりの補助

電車軌道を修繕するものは多くは貨物自動車用自動車高座車等であるその修繕を獨り電氣局に於て負擔する理由を發見し難いこれは互に自動車税電車税を徴収してゐる本市から補助せしむべきものである。

八、車輛の改善

東京市電の車輛は電動機並に制御機及び本體の構造等不完全なるものである、本體構造の不完全なる爲め乗降客の不便甚しくこれが輸送能率の減退を來しつゝあり幸いては東京市民が徒らに待合ひ空費する、時間は延時間としたる所合宜に恐るべき經濟上の損失を爲しつゝあるものと信ずる、これが輸送能率進展の爲め即時改善せられべきである

九、車輛の増設

近時交通機關發達したるを以て滿員電車に收容せざることを非常に厭ひ漸次他の機關を利用しつゝありこれ定員以上の乗客を收容して收入能率を上げ居たる舊時代の強習根にして收入低下の最大原因を爲すものであるこれが車輛の増設は緊急なる任務であると信ずる

十、交通機關の統一

最近の如く支那市電車自動車、並に同様の發達たる交通機關の發達は全く國體經濟の見地よりして天經地義なるものである、これが東京市に於ける統一整備は條項の急務であると信ずる

運輸部要項

二、嘆願條項

一、延着二割以上の場合と雖も標準給與時分を支給せられたし

理由

一割以上延着したる場合其の延着時分を標準給與時分より差引くことは乗務者に於て非乗務時間を損失するのみならずして更に標準給與せらるべき標準給與時分から損失すること、なり二重の制裁にして全く従業員の實生活を無視し従業員の人権を蹂躪するものである故つて本條項を提出したる理由である。

二、線路の情况又は乗客繁多等業務上止むを得ずして遲着したる場合は事故障害の場合に準じ實務時間を給與せられたし

は人情の然らしむる處である、故に當局は少年車等に入庫をなせしめざるも事實は出入庫を手續ひ共同動作を取りつゝある、誠に人情の美點といはざるを得ずかしくてこそこの美點なる業務を圓滿に遂行し得るものである、故に少年車等には出入庫をなせしめ出入庫手當を給與すること當然であると信ずる故に今回本條項を提出したる理由である。

七、繼續乗車の場合着發間の待合時分を支給せられたし

現在繼續乗車の結合發車時分と發車時分との間に於て命令發車を行つたため電車を離脱し乗務しつゝあるに拘らずその間の給與時分を支給せられざるは甚だしき考慮であると信ずる故に本條項を提出したる理由である。

八、短距離運轉に對しては標準運轉時分並に給與時分を改正せられたし(但し一往復五十分以内の箇所)

理由

短距離運轉の場合例へば芝浦線、月島線の如き短距離運轉の所は標準運轉時分と異ならず其の疲勞絶大なり故にこれが改正を提唱する理由である。又事故障害に對しても宜しく考慮すべきものであると信ずる

九、出入庫の場合線路の情况に應じ標準時分並に標準給與時分を改正せられたし

理由

出入庫は多くは同一時間内に行はるゝものにして出入庫に既して一泊なる爲め、車庫内又は線路上に停泊する時間非多し現行の標準時間並に給與時分は頗りに短縮せられつゝありこれが改正の必要を齎する故に本條項を提出したる理由である。以上

非乗務
工車電軌
場庫力道
部

四、嘆願條項

一、二重賃金制を固定給制に改められたし

理由